

(審査案件第52号)

答 申

第1 審査会の結論

物件事故報告書及び交通事故調査カードの一部を非公開とした決定は、違法とはいえない。

第2 審査請求の経過

- 1 平成16年(2004年)6月17日、審査請求人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、長野県警察本部長(以下「本件実施機関」という。)に対し、次の公文書について同月15日付け公開請求書を提出した(以下「本件請求」という。)

(平成13年度～平成15年度)長野県内の次の高規格幹線道路における自動車と動物の交通事故に関する一切の情報(例示、物件事故報告書、事故多発地点マップ、種類別分類)

(道路の表示)中央道、長野道、上信越道、中部横断道(以上、国幹道)、三遠南信道、中部縦貫道(以上、自専道)

- 2 同年7月15日、本件実施機関は、本件請求に対して、物件事故報告書74枚及び交通事故調査カード7枚、計81枚を対象文書(以下「本件対象文書」という。)として特定し、公文書一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行って、審査請求人に通知した。
- 3 同年8月2日、審査請求人は、長野県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対し、本件決定の取消しを求めて、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の審査請求書及び意見書の要旨は、次のとおりである。

1 審査対象

物件事故報告書の受理番号欄、備考欄、現場見分の有無欄は、非公開理由がないにもかかわらず非公開とされたもので違法である。また、交通事故調査カードの整理番号欄、現場臨場欄、見分日時、その他欄、MEMO・メモ欄、事故現場見取図欄は、非公開理由がないにもかかわらず非公開とされたもので違法である。

(なお、本件決定においては、上記事項以外にも非公開とされた部分がある。当審

査会では、諮問実施機関を通じて、審査請求人に対し、上記事項以外についても争う意思があるか照会を行ったが、審査請求人からは回答がなかった。このため、本答申では、上記事項について審査することとした。）

2 受理番号等について

本件実施機関は、受理番号等が公開されると、事故関係者以外の者が受理番号等により警察署等や自動車安全運転センターに照会することが可能であり、個人情報流出のおそれがあると主張する一方、受理番号等のみによる照会には応じないとも自認しているところであり、現実には起こりえない事実を根拠に非公開理由を展開している。

3 現場見分の有無等について

本件実施機関は、現場見分の有無等について、立件送致等の捜査方針や捜査手法の決定等に支障があると主張するが、動物を相手とする物損交通事故について、捜査活動に支障が生ずるとするのは大げさでありえないことである。そもそも、個別案件の公開で捜査方針がわかるものではない。わかったとしても、捜査の適正については国民の監視にさらされるべきものであり、どのような場合に現場臨場するのかなどは、知りえて当然の情報である。警察は、情報を進んで公開し、交通事故による動物の死を防止し、野生動物との衝突を避けようとする自動車運転手の生命を守る施策に寄与すべきである。

4 事故当事者の供述等について

本件実施機関は、事故当事者の供述等を公開すると、真の供述が得られなくなることが予想され、以降の捜査に支障があると主張するが、動物の交通事故と、それ以外の人身・対物の交通事故を混同している。刑事事件記録の供述調書は、裁判において、法廷で読み聞かせをされて公開されているのであり、それによって当事者から真の供述が得られなくなるということはない。うがった見方をすると、公開されると仕事が増えるが、公開されなければずさんな捜査でよいという考え方だとも受け取れ、動物の交通事故においては、真剣な捜査が行われていないことが推測される。

第4 本件実施機関の説明

本件実施機関の理由説明書、追加理由説明書及び意見陳述を総合すると、その説明の要旨は次のとおりである。

1 物件事故報告書の「受理番号」及び交通事故調査カードの「整理番号」

受理番号及び整理番号（以下併せて「受理番号等」という。）は、所属別、暦年別で個々の交通事故ごとに付される固有番号であり、交通事故証明書の事故照会番号と同一番号である。

現在、自動車安全運転センターでは、交通事故証明書交付業務を電子計算機で処理しているため、受理番号等によらずとも、発生日時や当事者氏名等により、特定の事故に関する情報の検索、抽出が容易にできる。しかし、警察署等においては、人身事故こそ電子計算機で処理されているものの、物件事故については、電子計算機による処理が行われていない。このため、特定の物件事故について照会を受けた場合、警察署等では、受理番号等によらなければ当該事故データの抽出が困難である。

また、受理番号等は、これを公開しない限り、事故当事者その他の交通事故証明書の交付を受けることについて正当な利益を有すると認められる者（以下「事故関係者等」という。）しか知り得ないものである。

取扱い警察署等では、事故関係者等しか知り得ない受理番号等を指定して当該事故に関する照会等があった場合でも、通常は事故関係者等であることを確認した上で回答することとしているが、上に述べた事情などから、受理番号等を知っていることをもって事故関係者等と誤信するおそれも皆無とはいえず、その結果、事故当事者に関する情報を事故関係者等以外の者に教示する可能性も全くないとは言えない。

受理番号等を公開した場合、このように事故関係者等以外の者が、受理番号等を告げて警察署等に照会を行うことによって、特定個人を識別できる情報を入手する可能性がないとは言えないため、本件条例第7条第2号に該当すると判断した。

2 物件事故報告書の「現場見分の有無」欄及び交通事故調査カードの「現場臨場」欄及び「見分日時」欄

これらを公開すると、既に公開済みの被害程度、事故類型等の情報と照合して分析することにより、現場見分又は現場臨場（以下併せて「現場見分等」という。）の有無と立件送致等の事故処理方針や捜査手法との関係が典型的に明らかとなる。

たとえば、保険金詐欺が疑われる事故については、通常であれば現場見分等を行わない種類の事故についてもこれを実施する場合があるが、上記のような分析が可能になると、異例な現場見分等によって、自己に保険金詐欺の嫌疑がかけられていることを容疑者に察知されるなどして、捜査に支障が生ずるおそれがある。

したがって、本件条例第7条第4号に該当すると判断した。

3 物件事故報告書の「備考」欄及び交通事故調査カードの「MEMO・メモ」欄のうち、当事者から聴取した内容及び事故に関する記録が記載されている部分

当事者から聴取した内容を公開することとなれば、警察は事後公表を前提として捜査活動を行わなければならないと、当事者は供述を躊躇し、ありのままを述べることに消極的になるおそれがある。特に、複数の当事者が関与した事故においては、これを公開することとすると、相手方当事者に知られることを前提に供述を躊躇したり、相手方当事者の供述を見て自己の供述を変更するなどのおそれがある。

また、事故に関する記録は、事故捜査上必要で他に該当欄がないあらゆる事項が記入される可能性があり、当事者から聴取した内容や現場の状況から、事故捜査に

関する内容が記載されたものであるから、これが公開されると、捜査の着眼点、捜査方針等が類型的に明らかとなる。

これらのことから、事故原因の真相解明に支障をきたすなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件条例第7条第4号に該当すると判断した。

4 交通事故調査カードの「事故現場見取図」欄

非公開としたのは、個人の電話番号、氏名、生年月日、職業が記載されている部分である。

これらは、特定の個人に関する情報であって、原則として非公開であり、本件条例第7条第2号ただし書に規定された例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。

5 交通事故調査カードの「その他」欄

非公開としたのは、当事者の通行目的が記載されている部分である。

これは、特定の個人の行動に関する情報であって、原則として非公開であり、本件条例第7条第2号ただし書に規定された例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定めているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進をすることを目的に制定されたものである。この目的を実現するために、実施機関が保有する公文書は原則公開とされており、本件条例の運用に当たっては、この理念が十分に尊重されなければならない。

しかし、一方で原則公開の理念を持つ本件条例においてもなお、例外的に他の公益等との調整を図るため非公開とせざるを得ない情報があることから、第7条で非公開情報が定められている。

個々の請求に対しては、本件条例の原則公開の理念を尊重しつつ個別に判断する必要がある。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、長野県内の高規格幹線道路において、平成13年度から平成15年度の間が発生した自動車と動物の交通事故に関する物件事故報告書及び交通事故調査カードである。本件請求の対象として特定された交通事故には、自動車と

動物の衝突事故のほか、動物が関係する自動車と動物以外の物件の衝突事故、動物が関係する自動車相互の追突事故が含まれている。また、対象とされた交通事故調査カードには、人身事故に関するものも含まれている。

物件事故報告書及び交通事故調査カードはいずれも、交通事故の発生の届出を受け捜査を担当した警察官が、当事者、参考人等から聴取した当事者等の住所、氏名、運転者車両等の特定事項、発生日時、発生場所、事故の状況、損傷等の状況、処理状況等について記載したものである。

本件実施機関は、これらについて本件条例第7条第2号及び第4号に該当することを理由に一部を非公開とする決定を行った。これに対し、本件審査請求人は以下に掲げる部分の非公開決定を不服として本件審査請求を行った。

(1) 本件条例第7条第2号該当とされたもの

ア 物件事故報告書

(ア) 受理番号

イ 交通事故調査カード

(ア) 整理番号

(イ) 「その他」欄のうち、通行目的が記載されている部分

(ウ) 「事故現場見取図」欄のうち、電話番号、個人の氏名、生年月日、職業が記載されている部分

(2) 本件条例第7条第4号該当とされたもの

ア 物件事故報告書

(ア) 「備考」欄のうち、事故の概要が記載されている部分

(イ) 現場見分の有無

イ 交通事故調査カード

(ア) 現場臨場の有無

(イ) 見分日時

(ウ) 「MEMO・メモ」欄のうち、当事者の供述内容が記載されている部分

3 本件条例第7条第2号該当性

(1) 本件条例第7条第2号

本件条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開と規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定

されている情報（ただし書ア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報（同イ）、公務員の職・氏名・職務遂行の内容で個人の権利利益を不当に害さないもの（同ウ）は公開するものとしている。

（２）受理番号及び整理番号

受理番号等は、いずれも、取り扱う署・隊ごと、暦年ごとに個々の交通事故に付される固有の一連番号で、自動車安全運転センターから発行される交通事故証明書に記載される事故照会番号としても用いられる。

本件決定では、事故当事者の氏名・住所等が非公開とされているため、受理番号等を公開したとしても、それによって直ちに個人が識別できるようになるものとはいえない。

しかしながら、事故ごとに事故を識別するために付与されるという受理番号等の性質から、受理番号等と事故当事者の氏名・住所等が記載された他の情報があれば、本件対象文書の受理番号を公開した場合、これと照合して事故当事者個人を識別できるものになるということができる。本件条例第7条第2号は、このような「他の情報と照合することにより特定個人が識別される情報」も非公開と定めているが、ここでいう「他の情報」とは、一般に入手し得る情報をいい、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報を含めないことを基本としつつ、当該個人情報等の性質や内容等に応じて、その範囲を適切に判断する必要がある。

かかる観点から検討すると、受理番号等は自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書の事故照会番号と共通であり、同証明書には事故当事者の住所、氏名等が記載されていることから、これと照合すれば特定個人を識別することができる。しかし、同証明書は、自動車安全運転センター法及び同法施行規則により、交付請求の際に事故当時者の氏名等の記載を求めているのに加え、事故当事者か正当な利害関係を有するもののみ交付が認められるもので、一般に入手し得る情報ということとはできない。

また、その他に照合される可能性のある情報として、本件実施機関は、受理番号等が通常、事故関係者等のみが知り得るものであるという前提から、受理番号等を告げて照会等をした者を、警察署等が事故関係者等と誤信し、特定個人を識別する情報を教示する可能性がないとはいえないと主張するが、かかる事態は、本来はあってはならない個人情報の漏えいという過失の発生を意味するものであり、このような過失の可能性まで考慮して本件条例第7条第2号の該当性を認めることはできない。

さらに、受理番号等の性質をかんがみると、特定個人固有の番号として付番されたものではなく、事故を識別するために付番されたものであり、個人ごとに割り振られた運転免許証等の番号のように、個人生活と密接に関連し、社会生活上多くの場面で用いられるものとは異なり、用いられる局面が極めて限定されているものである。したがって、受理番号等が公開されることによって、個人が特定

されなくともなお、個人の権利利益を侵害する可能性があるとはいうことはできない。

以上のことから、受理番号等は本件条例第7条第2号に該当しない。

もっとも、本件実施機関の説明を総合すると、受理番号等が通常、事故関係者等のみが知り得る情報であること、そのことを前提に、各警察署等では、受理番号等を本人確認するための代替的な機能を持つものとして取り扱っているものと推察され、受理番号等が公開されることで事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす可能性、すなわち、本件条例第7条第6号に該当する可能性があることは否定できない。

このような実情を前提とすると、受理番号等を非公開とした本件決定は、結論において違法とまではいえない。

(3) 「その他」欄のうち、通行目的が記載されている部分

本件実施機関は、通行目的が本件条例第7条第2号に該当するとして非公開処分を行っているが、本件処分においては、事故当事者の住所、氏名等を非公開としているから、対象文書の記載のみをもって、特定の個人が識別できる情報とはいえない。また、対象文書と照合して、特定の個人が識別できるような情報を、一般人が通常入手し得るものの中で想定することはできない。

しかし、通行目的はきわめて私的な事柄である上、事故の相手方等が当然に知り得る情報でもなく、事故そのものと必ずしも因果関係のあるものではない。また、事故当事者の関係者や事故の相手方は、すでに公開されている事故の発生日時や発生場所などから個人を特定し得るところであり、通行目的を公開することは、当然には知り得ない特定個人に関する情報を、一定の者に対して識別性を伴って公開することとなる。このような個人情報の性質、内容と識別性に関する具体的な状況等を踏まえるならば、本件条例第7条第2号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 「事故現場見取図」欄のうち、電話番号、個人の氏名、生年月日、職業が記載されている部分

交通事故調査カードの「事故現場見取図」欄に記載された関係者の氏名、生年月日、携帯電話番号及び職業は、特定の個人が識別できる情報であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。

したがって、本件条例第7条第2号に該当する非公開情報と認められる。

4 本件条例第7条第4号該当性について

(1) 本件条例第7条第4号について

本件条例第7条第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非公開情報としている。

これは、公共安全と秩序を維持するための、刑事法の執行を中心とした諸活動が阻害されたり、適正に行われなくなることがないように、公開することによって、そのような支障が生ずるおそれがある情報を非公開とする規定である。

もっとも、情報公開によってこのような支障が生ずるおそれがあるか否かについては、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性がある。このため、本号を理由とする非公開処分の司法審査にあたっては、裁判所が実施機関の判断を尊重することとし、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものか（相当な理由があるか）否かを審査することが適当と考えられるところであり、この点を明らかにするため、同号は、「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているものである。

当審査会としても、このような観点から、本号の該当性について検討する。

(2) 現場見分の有無、現場臨場の有無及び見分日時

本件実施機関は、現場見分の有無等の記載が、本件条例第7条第4号に該当すると判断した理由として、「これらを公開すると、既に公開済みの被害程度、事故類型等の情報と照合して分析することにより、現場見分等の有無と立件送致等の事故処理方針や捜査手法との関係が類型的に明らかとなり、捜査に支障が生ずるおそれがある」旨主張している。

当審査会で対象文書を見分したところ、実際に、現場見分等が行われたもの及び行われなかったものの双方が認められた。しかし、ある事故の捜査において現場見分等が行われたか否かを公開したとしても、直ちに、捜査に支障が生ずるものとは認められず、また、高規格幹線道路における動物関係事故に関する本件対象文書について、現場見分等の有無を公開したとしても、特段の捜査上の支障の生じるおそれがあるとは認めることはできなかった。

しかしながら、情報公開制度によって、より大量の物件事故報告書又は交通事故調査カードを入手することは可能であり、すでに公開される事故発生日時、被害程度、事故類型、車両損傷状況等と併せて、どのような場合に現場見分等が行われるのかを統計的に分析することは可能と考えられる。

この点を考慮すると、現場見分等の有無を公にすることによって、各警察署等における交通事故捜査の態勢が推知されたり、通常であれば現場見分等を行わないような類型の事故で異例な現場見分等が行われているなどの事情が推認されて、自己に保険金詐欺の嫌疑がかけられていることを容疑者に察知されるなどの可能性は否定できず、公開された情報の用い方によっては、捜査に支障を及ぼす

おそれがあることを否定することはできない。

そうすると、これら項目が本件条例第7条第4号に該当する非公開情報であるとした本件実施機関の判断は、合理性をもつものとして許容される限度内のものと認められる。

(3) 「備考」欄のうち事故の概要が記載されている部分及び「MEMO・メモ」欄のうち当事者の供述内容が記載されている部分

本件実施機関は、「当事者から聴取した内容を公開することとすると、当事者は供述を躊躇し、ありのままを述べることに消極的になるおそれがある。また、事故に関する記録は、公開されると、捜査の着眼点、捜査方針等が典型的に明らかとなり、事故原因の真相解明に支障をきたすなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。」などと主張している。

当審査会で対象文書を見分したところ、次のような状況が認められた。

① これら部分には、衝突前後の事実経過、事故当事者の運転操作など事故の状況のほか、周辺事実として、事故当事者の通行経路、通行目的等も併せて記載されている。(本件実施機関の説明によれば、「備考」欄、「MEMO・メモ」欄には、これら欄の性質上、他の欄に記入できない事項で、事故捜査上必要なあらゆる事項が記入される可能性がある。)

② 記載内容は、警察官自身が目視により直接見分した事項のほか、事故関係者の事故発生時点における供述によったと考えられる事項により構成されている。

③ 記載内容の中には、事故原因や事故当事者の過失の認定に係わると思われる記述が見られる。

④ 上記①から③に係る内容が、相互に渾然と記載されている状況が認められた。

高規格幹線道路における動物関係事故に関する本件対象文書を見分した限りにおいては、たしかに犯罪捜査に関する情報ではあるものの、上記①から④という記載内容の状況を勘案しても、本件実施機関が主張するように、公開によって、捜査の着眼点、捜査方針等が典型的に明らかとなり、直ちに事故原因の真相解明に支障をきたすということとはできない。

しかしながら、事故発生時点という捜査の初期段階におけるこれら事項が公開されることとなると、警察官の認知事項をみて自己の供述を控えようと企図する者、相手方の供述をみて自己の供述を変更しようと企図する者、関係者に見られることを考えて供述を躊躇する者などが生ずるおそれがあることは否定できない。また、情報公開制度によって、より大量の物件事務報告書又は交通事故調査カードを入手することは可能であり、これらの情報を分析することによって、捜査の着眼点、捜査方針等が典型的に明らかになる可能性は否定できない。

さらに、記載事項の中には、衝突等の事実経過など、既に公開されている事故発生状況図と同等の情報も見られるところであるが、こうした記載と事故当事者の過失に係わる記載等は渾然一体となっている上、「備考」欄、「MEMO・メモ」

欄というものの性質上、記入される事項自体が必ずしも定型的でないため、記載事項の一部をさらに区分して公開することは極めて困難であると認められる。

以上の点からすれば、これら事項が本件条例第7条第4号に該当する非公開情報であるとした本件実施機関の判断は、合理性をもつものとして許容される限度内のものと認められる。

5 その他

審査請求人は、本件請求は自動車と動物の交通事故に関する情報を対象としているから、非公開理由の判断にあたって、動物がかかわる交通事故以外の、一般的な人身・対物事故における事情まで考慮する必要はない旨主張している。しかし、本件実施機関には、他の交通事故処理とは別個に、自動車と動物の交通事故を処理する事務があったり、自動車と動物の交通事故だけに用いる書式があるわけではなく、他の物件事故や人身事故と同じように物件事故報告書等が作成されている。そのため、本件対象文書は、本件請求を受けて物件事故報告書と交通事故調査カードの記載内容から、自動車と動物の交通事故に該当するものが抽出されたものである。このような経過から、当審査会としては、本件対象文書としての非公開事由該当性を判断する一方で、動物の交通事故が他の人身・対物の交通事故と同じ事務・業務の一環として処理され、報告書等が作成されていることに鑑み、物件事故報告書、交通事故調査カードに記載される情報の一般的性質をも踏まえて、事務ないし業務上の支障について判断したものである。したがって、審査請求人の主張は認めることはできない。

6 まとめ

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成16年(2004年)	9月 3日	諮問
	9月16日	審議
平成17年(2005年)	10月11日	本件実施機関からの意見聴取 (なお、審査請求人は意見書を提出したが、意見陳述を希望しなかった。)
平成18年(2006年)	1月23日	審議
	6月12日	審議
	8月 8日	本件実施機関からの意見聴取
	8月28日	審議
	10月25日	審議
	11月 7日	審議
	12月15日	審議終結